



つくばみらい市告示第**168**号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月15日から15日間（閉庁日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

つくばみらい市長 小田川 浩



- | | |
|------------|--------|
| 1. 路 線 名 | 別紙のとおり |
| 2. 供用開始の区間 | 別紙のとおり |
| 3. 供用開始の期日 | 別紙のとおり |

供用開始調書

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 供用開始年月日 | 摘要 |
|------|-----------|-------------|--------------|------------|----|
| 1 | 市道14311号線 | 谷井田1985番3地先 | 谷井田1985番10地先 | 令和5年12月15日 | |
| 2 | 市道14245号線 | 上平柳69番1地先 | 上平柳1187番地先 | 令和5年12月15日 | |